

滋賀県立高等専門学校施設整備事業
要求水準書 付属資料10 清掃区分

施設	エリア	対象諸室 室	清掃実施者		清掃頻度・備考	
			日常清掃	定期清掃		
校舎部門						
校舎棟	①教室エリア	ロッカースペース、更衣室、パウダールーム、談話スペース、玄関ホール	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		普通教室、多目的室、多目的ラボ、デザイン室、デザイン準備室、視聴覚室、視聴覚準備室、倉庫(視聴覚室用)、化学基礎実験室、化学基礎実験準備室、物理基礎実験室、物理基礎実験準備室、マルチメディアルーム、マルチメディアルーム用倉庫、高度情報処理演習室、高度情報処理演習室用倉庫、電気電子実験室、情報技術実験室、コンソースペース、コース別教員室、コース別非常勤講師室、コース別倉庫、一般科目教員室、一般科目助教室、 一般科目非常勤講師室 、一般科目用倉庫	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
	②管理エリア	トイレ	事業者	事業者	・日常清掃は毎日実施することを必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		警備室、 清掃員控室 、通用口、連絡口、ごみ置場、共用部(トイレ除く)	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		事務室、印刷室、校長室、副校長室、応接室、保健室、学生相談室、休養室(職員用)、 清掃員控室 、文書保管庫、倉庫、教員用更衣室、職員用ロッカー室、給湯室、会議室	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
		入試室、サーバー室	法人	法人		
実習工場		トイレ	事業者	事業者	・日常清掃は毎日実施することを必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		ごみ置場、共用部(トイレ除く)	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		機械工場、創作工場、溶接工場、鑄造工場、材料庫、工具室、器具庫、管理室	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
実験室棟		トイレ	事業者	事業者	・日常清掃は毎日実施することを必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		ごみ置場、共用部(トイレ除く)、屋外作業場	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		水理実験室、土質実験室、流体力学実験室、熱力学実験室、構造材料実験室、衛生環境実験室、機械力学実験室、機械加工学実験室、材料力学実験室、多目的ラボ、倉庫	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
		薬品保管庫	法人	法人		
屋内体育部門						
体育館		トイレ	事業者	事業者	・日常清掃は毎日実施することを必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		更衣室、玄関ホール、共用部(トイレ除く)	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		体育室、ステージ、器具庫、教員室、放送室、控室	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
福利厚生部門						
食堂・売店		トイレ	事業者	事業者	・日常清掃は毎日実施することを必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		ごみ置場、共用部(トイレ除く)、自動販売機コーナー	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		食事室、厨房、売店、事務室、更衣室、倉庫	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
学生寮		ごみ置場、屋外駐輪場	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		寮室、身体障害者用寮室、ユニット共用部、多目的ルーム、コミュニティキッチン、共同トイレ、共同洗濯室、共同浴室、管理室・寮監室、倉庫、風除室・エントランスロビー等	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
図書・交流部門						
図書・交流拠点施設	①サイレントエリア	開架閲覧室、自習スペース	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
		小ホール、ラーニングcommons、ギャラリー、エントランスホール、屋外作業場	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	
	②交流エリア	共同研究室、スタジオ、多目的室、交流ラボ、グループワークルーム	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。	
		③管理エリア	トイレ	事業者	事業者	・日常清掃は毎日実施することを必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。
			共用部(トイレ除く)	事業者	事業者	・日常清掃は週2回を必須とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。
	事務室、受付カウンター、倉庫	法人	事業者	・定期清掃は年2回を必須とする。		
外構その他						
外構その他		正門、通用門、屋外作業場、屋根付き歩廊、駐車場、学生用駐輪場、来館者用駐輪場、校内通路(高専専用)	事業者	事業者	・日常清掃は必要に応じて適宜実施とする。 ・定期清掃は年2回を必須とする。	

※事業者が日常清掃を実施する諸室については、設置される什器・備品も、清掃業務の対象とすること。